

## <相続の基本>

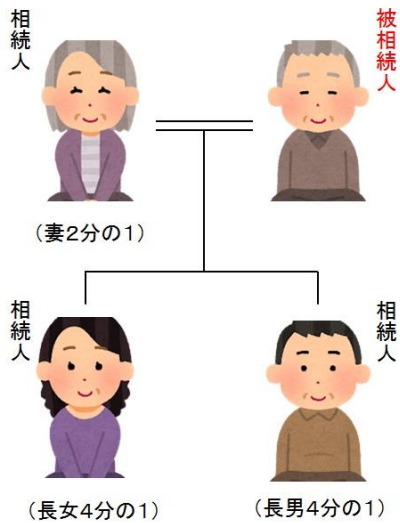
人が亡くなったときに、その人が所有していた財産や権利・義務を特定の人が受け継ぐことを相続といいます。

亡くなった人が被相続人、財産を包括的に受け継ぐ人が相続人です。相続人には次の二種類があります。

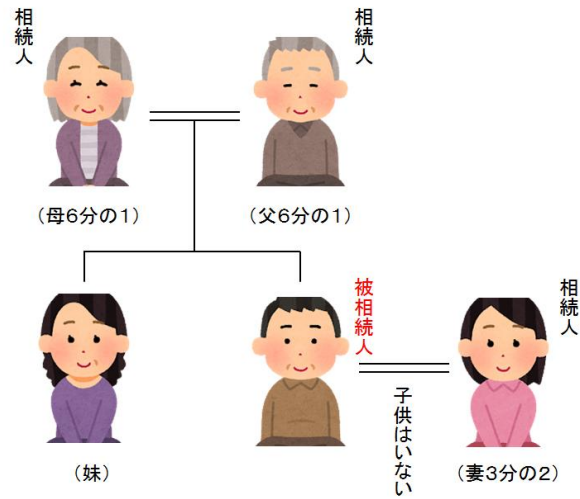
- ・法定相続人…配偶者，子，直系尊属（父母・祖父母），兄弟姉妹，代襲相続人（孫，ひ孫）
- ・法定相続人以外で相続の権利がある人…受遺者（遺言によって指名された者），特別縁故者（法定相続人がいないときに家庭裁判所に被相続人の特別の縁故を認められた者）

また，法定相続人が複数人いる場合は，それぞれが相続する割合が民法で定められています。

### ■事例1 被相続人に配偶者，子がいる場合， 配偶者・2分の1，子・2分の1



### ■事例2 被相続人に子がない場合， 配偶者・3分の2，直系尊属3分の1



### ■事例3 被相続人に子も直系尊属もない場合， 配偶者・4分の3，兄弟姉妹4分の1

